資　料	No. 10

令和 7 年度

決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書

大田原市監査委員

大 監 第 ２ １ 号
令和8年8月25日

大田原市長　相　馬　憲　一　様

大田原市監査委員　　三　浦　　宏
同　　藤　田　昌　子
同　　前　野　良　三

令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定に基づき、令和８年７月１０日付け大財第７３号により審査に付された令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の概要

この審査は、市長から提出された令和７年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、計数の確認を行い実施した。

第２　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された令和７年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

健全化判断比率及び資金不足比率	令和７年度決算に係る比率	早期健全化基準又は経営健全化基準	備考	
			令和６年度決算に係る比率	令和５年度決算に係る比率
１　実質赤字比率	―	１２．５０	―	―
２　連結実質赤字比率	―	１７．５０	―	―
３　実質公債費比率	６．６	２５．０	７．０	６．７
４　将来負担比率	１９．３	３５０．０	２３．５	２１．０
５　資金不足比率				
⑴ 水道事業	―	２０．０	―	―
⑵ 下水道事業	―	２０．０	―	―

（注：「－」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。）

（２）個別意見

ア　実質赤字比率について

令和７年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ　連結実質赤字比率について

令和７年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ　実質公債費比率について

令和７年度の実質公債費比率は６．６％で前年度より０．４ポイント下降し、早期健全化基準の２５．０％を下回っている。

エ　将来負担比率について

令和７年度の将来負担比率は１９．３％で前年度より４．２ポイント下降し、早期健全化基準の３５０．０％を下回っている。

オ　水道事業に係る資金不足比率について
令和７年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。
カ　下水道事業に係る資金不足比率について
令和７年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

（３）是正改善を要する事項
指摘すべき事項は特にない。

（４）要望事項
本市の令和７年度決算に係る健全化判断比率については、実質公債費比率及び将来負担比率がともに前年度を下回り、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する早期健全化基準を引き続き大きく下回っていることは、評価できるものである。
各指標の算定過程においては、決算審査で聴取した市の様々な事業の実施や取組の成果が数値に反映されていることを改めて確認した。今後も人口減少の加速や公共施設の老朽化対応など財政需要の増大が見込まれる中、市税や地方交付税による大幅な歳入の増加は見込めないことから、事業の優先度を見極めた歳出の重点化・効率化を推進し、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営に努められたい。